

誓 約 書

私は、宝塚市が「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」（以下「暴力団排除条例」という。）及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員、第3号の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 2 暴力団排除要綱第5条により兵庫県宝塚警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出します。
- 3 暴力団等に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約等の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。
また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。
もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して受注者として下請人等と契約を締結した際、下請負人等に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市に対して当該誓約書を提出します。
また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が署長への照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出します。
- 5 当該契約の履行に伴い、暴力団等から暴力団排除要綱第10条第1項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- 6 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

年 月 日

宝塚市長様

（受注者）

所 在 地

商号又は名 称

代表者職氏名